

監査公表第10号(令和元年10月11日、県公報第46号登載)

平成31年1月9日～平成31年2月15日実施 総務部、企画・地域振興部及び商工部出先  
機関定期監査結果に基づく措置通知(平成30年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果(平成31年3月18日30監総第895号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 岩 崎 勇 殿  
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 31 年 3 月 18 日付 30 監総第 895 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 東福岡 県税事務所	個人事業税において、徴収金額が不足していた。	不足分の税額は、平成31年2月に徴収した。 再発防止のため、課税資料に税率の異なる複数の事業を行っている個人事業者であることを明記するとともに、算定過程の事績を添付することとした。 また、会議や研修において、各県税事務所に周知徹底を図った。
総務部 消防学校	施設の改修において、支出科目を誤っていた。	担当者をはじめ関係職員の認識不足により、誤った支出科目で施設改修を行っていた。 再発防止のため、会計事務に携わる職員は、財務会計事務研修会等に必ず出席し、正しい知識の習得に努めることとした。 また、事務処理過程において、支出科目等に疑問が生じた場合は、会計管理局及び財産活用課等の制度所管課への確認を徹底することとした。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	<p>個人事業税において、徴収金額が不足していた。</p>	<p>不足分の税額は、平成31年2月に徴収した。</p> <p>再発防止のため、課税資料に税率の異なる複数の事業を行っている個人事業者であることを明記するとともに、算定過程の事績を添付することとした。</p> <p>また、会議や研修において、各県税事務所に周知徹底を図った。</p>

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 岩 崎 勇 殿  
同 長 裕 海 殿

福岡県知事 小川 洋 印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 3 1 年 3 月 1 8 日付 3 0 監総第 8 9 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部 東京事務所	契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。	当該徴収金の収入科目を「庁舎等維持負担金」から「雑入」に改めた。 また、再発防止を図るため、担当者及びその上司は、規則や通知等関係資料を確認するとともに、財務会計に関する研修を受講することで、財務会計事務に係る知識の向上に努めることとした。